

建物共済会費の免除申請をするには

免除申請条件

建物共済の対象となる建物である本堂・庫裏（書院）がない寺院

添付書類

- (1) 免除理由書
- (2) 教区長の意見書
- (3) 堂宇営繕等の今後の見直し

免除期間

免除対象となる建物が竣工するまでの期間

注意事項

免除の対象となる建物が竣工後は、免除は失効し建物共済会費の負担義務が生じますので、竣工後すぐに浄土宗総務部までご連絡ください。ご連絡がない場合は、万一被害がありましても、建物共済給付金の給付を受けることができません。

様式番号

80

申請書名

建物共済会費免除申請書

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105